

生徒心得

長門高等学校 校歌

一、緑ヶ丘に聳^{そび}えたつ

心のふる里 わが母校

学びの窓は明らけく

自然の大を友として

われら自由に伸び行かん

二、桜は薫る花尾山

音信川のせせらぎに

躍る若鮎 健やかに

英智と愛を培かいて

共に讃えて歌わなん

三、秀麗比なき青海島

民主の潮寄するところ

鯨波のしぶき眺めつつ

まひろき氣宇を養いて

平和の礎 築かなん

四、清風精神受け継ぎて

長門の空に咲き誇る

文化の園に自主の旗

かざして競う友われら

校風ここに打ち樹てん



長門高等学校

氏名	
----	--

長門高等学校

建学の精神

学ぶ志のある者に対し

門戸を開く

校訓

自治

自学

自尊

生活信条

五訓

素直

感謝

謙虚

奉仕

謙譲

生徒心得

1. 学習

学習は生徒の本分である。学習に専念して所期の目的を達成すべく、努力しなければならない。

2. 礼儀

礼儀はその人の人格を表わすものである。心しておろそかにしてはならない。

五訓の精神『素直・感謝・謙虚・奉仕・謙譲』を励行すること。

- (1) 登下校時は、感謝の意をこめ、校門で敬礼する（この行為は建学の精神に基づく）。
- (2) 来客には挨拶を忘れず、失礼のないよう応対すること。
- (3) 目上の人に接する時、学校の内外を問わず常に謙虚な態度、正しい言葉遣いに気を付ける。
- (4) 言動に気をつけ、相手への配慮を忘れない。

3. 服装・容姿

服装は心の表れである。生徒として気品を高めるよう努力すること。

- (1) 服装については、別に定める規定を遵守すること。
 - (2) 容姿や行為、態度は長門高生としての品位を失わないように心掛けること。
- また、学用品以外の不必要な物を持参してはならない。

4. 欠席、欠課、忌引

- (1) 生徒の登校時間は、規定の時間とする。
- (2) HRの出欠席は、教科科目の授業に準じて取り扱う。
- (3) 時限の途中より出席または早退した場合は、それ以前または以後の授業は欠席とする。その時限の出席、欠席の取扱はその授業時間の3分の2を受講した場合を出席とし、3分の2を満たない場合は欠課とする。
- (4) 生徒が病気、その他、やむを得ない理由で欠席する時は、その旨を職員朝礼までに保護者から連絡をしてもらうこと。(BLENDを利用)
- (5) 長期にわたり、病気で欠席しようとする時は、その旨を担任に申し出ること。
- (6) 生徒が欠課又は早退しようとする時は、担任に申し出て許可を受けること。
- (7) 忌引、感染症は出席停止とする。。
- (8) 忌引の期間は、次の日数をこえないものとする。

ア. 父母[養父母を含む]、兄弟姉妹	7 日
イ. 祖父母	5 日
ウ. 伯叔父母、曾祖父母	3 日
- (9) 天変地異、交通機関の乱れ、受験等の理由による欠席や遅刻、早退は出席とみなすこともある。
- (10) 生徒は、登校後無断で外出してはならない。止むを得ない事情で外出する場合は、担任にその理由を説明し許可を受けて外出すること。
- (11) 生徒は、病気のため授業を受けることが困難な場合、担任及び養護教諭に届出の上、保健室で静養することができる。無断で保健室に出入りすることは禁止する。(原則、1時間休養を認め、その後は様子を見て判断する。)
- (12) 静養中は養護教諭の指示に従うこと。
- (13) 使用した寝具は、きちんと整頓して退室する。

5. 校内生活

(1) 学習と学習時の態度

- ア) 始業の2分前に着席し、授業態勢で静かに教員を待つ。
- イ) 授業の始めと終わりは、起立、敬礼の後、着席をすること。※先言後礼（分離礼）を意識する。
- ウ) 座席を勝手に移動してはならない。
- エ) 学習環境の整備に努めること。
- オ) 教員に対しては、礼儀をわきまえ、発言や態度に気をつけること。
- カ) 授業中は、他教科の教科用具や、その他、不必要な物品を出してはならない。
- キ) 始業合図後5分を経過しても教科担任が来ない場合は、学習委員が職員室へ指示を受けに行く。
- ク) 予習・復習に努めること。

(2) 課外授業について

課外授業は、進学・就職のための実力養成の場である。必要があれば開講し、長期休業中は別に指示する。

(3) 考查について

考查は、学習効果を判定する重要な資料となる。従って、十分な準備を行い、真剣な態度で受査し、実力を発揮するよう心掛けること。

(4) 公共物の愛護

- ア) 常に校舎内外を整備し、学ぶ環境としてふさわしい雰囲気をつくることに心掛けること。
- イ) 校舎、校具、運動用具、その他の公共物は大切に扱い、時間外の使用は係教員の許可を得る。
使用後は元の位置に整頓する。次の使用者がすぐに使えるように配慮すること
- ウ) 校舎、校具、運動具等を誤って破損、紛失した際は、直ちに係教員に申し出ること。
- エ) 校地内の樹木、草花等を愛護し、進んでその育成につとめること。
- オ) 手洗いは常に清潔にすること。

(5) その他

- ア) 校舎内においては静粛を旨とする。
- イ) 集合時には、静粛かつ速やかに行動すること。
- ウ) 自販機の飲み物・食べ物、業間に購入してはならない。
- エ) 所持品は必ず記名し、大切に自己管理を行い、むやみに放置したり無断で他人の物を使用したりしないこと。紛失したときは、直ちに担任、又は他の教員に届け出ること。
- オ) 貴重品は、靴箱のロッカーに保管するか、担任又は他の教員に依頼し、紛失しないよう万全の注意を払うこと。
- カ) 拾得物は直ちに担任、又は他の教員に届け出ること。（但し、校外の場合は直接、警察に届けること。）
- キ) 集会の開催、又は外部学生合同のサークル活動等、また印刷物の発行、配布又は掲示、募金その他これに類することを行おうとする時は、必ず教員に申し出て学校長の許可を得なければならない。
- ク) 下校時は、室内の整頓に留意し、室内の戸締り消灯は確実にして退出すること。冷暖房器具は生徒が勝手に作動してはならない。
- ケ) 掲示物、校内放送などによる学校からの伝達事項は、常に注意を払うこと。
- コ) 携帯電話の学校への持込みは許可制とする。

6. 校外生活

(1) 通学途上

- ア) 長門高生としての品位を保ち、行動すること。
- イ) 交通マナーを守ると共に、指導員等の指示に素直に従うこと。
- ウ) 登下校時は、不必要な寄り道をしない。
- エ) 列車、その他の交通機関を利用して通学する者は、乗降及び車中の態度を慎み高齢者・病弱者には進んで席を譲るよう心掛けること。
- オ) 通学途上、不測の事故が発生した時には、安全確認を第一に行い、その後直ちに学校に連絡すること。冷静に対処し、事故の被害を最小限にとどめること。
- カ) 自転車で通学する場合は、ヘルメットを正しく着用すること。
- キ) 自宅以外の場所から通学する者は、学校長の許可を得ること。
- ク) スクールバス内での飲食は控えること。
- ケ) スクールバス乗車中は公共の交通機関と同様にマナーを守り、静かに利用する。目的地到着後は速やかに降りる。

(2) その他

- ア) 生徒同士での21時00分以降の外出は夜間外出とみなし、指導の対象となる。
- イ) パチンコ店やその他不健全な遊技場などへの出入りは、たとえ保護者同伴でも許可しない。
- ウ) カラオケ店の利用は別に定める規定を厳守し、適切な利用を心掛ける。
- エ) 飲酒（ノンアルコール類含む）や喫煙（電子系タバコ含む）、大麻・覚せい剤等の違法薬物の乱用、暴力、脅迫行為など不法行為をしてはならない。
- オ) 交友の選択には注意を払い、生徒としての生活が乱れるような交際は慎むこと。
- カ) 外出の際は予め家族に行き先を届け、所在を明確にすること。外泊については原則認めない。
- キ) アルバイトは原則として長期休業中のみ許可をする。
- ク) アルバイトを希望するときは、保護者の同意を得て、担任に申し出、所定の「アルバイト許可願」を提出し、学校長の許可を得ること。ただし、学校が不適当と認めたものは許可しない。また、学力不振や問題行動のある者については生徒部と当該学年で協議する。
- ケ) 学生運賃割引証（学割）を受ける場合は、学校に願い出て所定の手続きを得ること。
- コ) 生徒が宿泊を伴う活動、行事に参加する場合は、担任又は関係教員を経て学校長の許可を得なければならない。尚、実施にあたっては必ず信頼できる学校関係者及び保護者が付き添うこと。
- サ) 通学用定期券や学生運賃割引証は、他人に貸したり、譲り渡したりしてはならない。
また、期限切れに留意し、早目に購入すること。
- シ) 身分証明書は他人に貸与、譲渡してはならない。
- ス) クラブやサークルなど、学校の内外を問わない形での団体の結成や加入、もしくは諸種の会に参加しようとするときは、事前に担任に届け出て、学校長の許可を得なければならない。
- セ) SNS（メッセージアプリ、通話アプリ等も含む）の使用においては、様々なトラブルに繋がらないよう十分に注意を払うこと。不特定多数者との交流はしないこと。
- ソ) SNSにおいては、自他ともに情報の取扱いに十分注意を払うこと。人を傷つける書き込み、画像・動画を安易に載せない。（誤解を招くような投稿もこれに該当する。）
- タ) 有害であると思われるサイトにアクセスしない。

頭髪・服装に関する規定

長門高等学校生としての誇りをもち、自ら考え、行動に繋げる力を培う。

【 頭 髪 ・ 身だしなみ ・ 服 装 】

「いつでも就職・進学試験に臨める髪型・服装とは何か」

を考えて学校生活を送る。

【 頭 髪 】

以下の規準を定める。

◇髪が目にかからないこととする。

◇髪が襟にかかる場合は、黒または紺など華美でないゴムで結ぶか、編むこと。

また、髪を結ぶ時に頬に髪が垂れ下がらないように黒又は紺のヘアピンを利用して止めること。

◇刈り上げの長さは3mm以上とする。

◇ツーブロックにする際、刈り上げの露出部分は耳の頭部から3cmまでとする。

◇揉み上げは、耳の長さを目安とする。

◇髭は剃ることとする。

◇先天的な地毛の色素や髪質等での相談は入学式後に応じる。それ以降の届け出には応じない。

【 身だしなみ 】

以下、禁止事項とする。

◇ヘアカラー、ブリーチ、パーマ

◇整髪料を用いて奇抜な髪型への加工

◇眉毛を不必要に抜く、または剃る。（エチケットの観点から手入れは認める）

◇アイブロー

◇化粧

（ビューラー、マツエク、アイブロー、カラーコンタクト、アイプチ、色付きリップ、立耳シールも含む）

◇タトゥー

◇ピアス

◇香水

【 服 装 】

制服は、男女ともに本校指定のものとする。

1. 登下校は制服を着用しなければならない。
2. 制服は下記の通り定める。

《 共 通 》

- ◇学校が指定した学生服(ジャケット、カッターシャツ、ネクタイまたはリボン、スラックスまたはスカート)を着用する。
- ◇校内では胸部(左胸)に自分の名札をつける。
- ◇肌着は、白、黒、紺、グレー系の単色の丸首かVネックのものを着用する。(カッターシャツからはみ出ないものにする事。)
- ◇ネックレス(スポーツ用品も含む)、指輪、ミサンガ等の装飾品は身に付けてはいけない。
- ◇ジャケットやネクタイを加工しない。

《 スラックス 》

- ・ソックスは黒または紺色の無地で、くるぶしが隠れる長さのもの。(スニーカーソックスは不可)
- ・スラックスには必ずベルトを通して、腰骨の上できちんと締める。
- ・ベルトは黒、紺、濃い茶色で装飾品がついていないものを着用する。
- ・冬季において、防寒のためのタイツは着用を許可する。

《 スカート 》

- ・ソックスは学校指定のハイソックスを着用し、きちんと伸ばして履くこと(たるませない)。
- ・ハイソックスを基本スタイルとし、オプションでショートソックスの着用を認める。
※式典ではハイソックスを必ず着用する。
- ・スカート丈は裾が膝中(皿の中部)の位置にあること。
- ・オプションとしてリボンも付けることができるが、式典ではネクタイを付けること。

●冬季

- ・ジャケットはすべてのボタンをとめて着用する。
- ・防寒着として、学校指定のセーターを着用できる。
※セーターに関しては、冬季と夏季の間の合服としてジャケットを着用せずに学校生活を送ることができる。(セーターの着用時期については気温等を見て生徒部が判断する)

●夏季

- ・ポロシャツを着用する。(エアコン等で寒い場合は、長袖のポロシャツの着用も可)
- ・ポロシャツは第2ボタンまでは必ず止める。
- ・ポロシャツの下には必ず肌着を着用する。(衛生面の観点から)

※ 着 用 期 間 に つ い て

冬服・夏服の着用期間は、以下を目安とする。ただし、気候の状況に応じて、生徒部が適宜判断し、変更がある場合は通達する。[冬期間] 10月1日～5月31日 [夏期間] 6月1日～9月30日

《 防寒具 》

- ◇使用期間は原則12月から翌年3月までを目途とし、生徒部で判断する。
- ◇防寒具として、コートやブルゾン、部活動のウインドブレーカーの着用を認める。
(スウェット素材は不可)

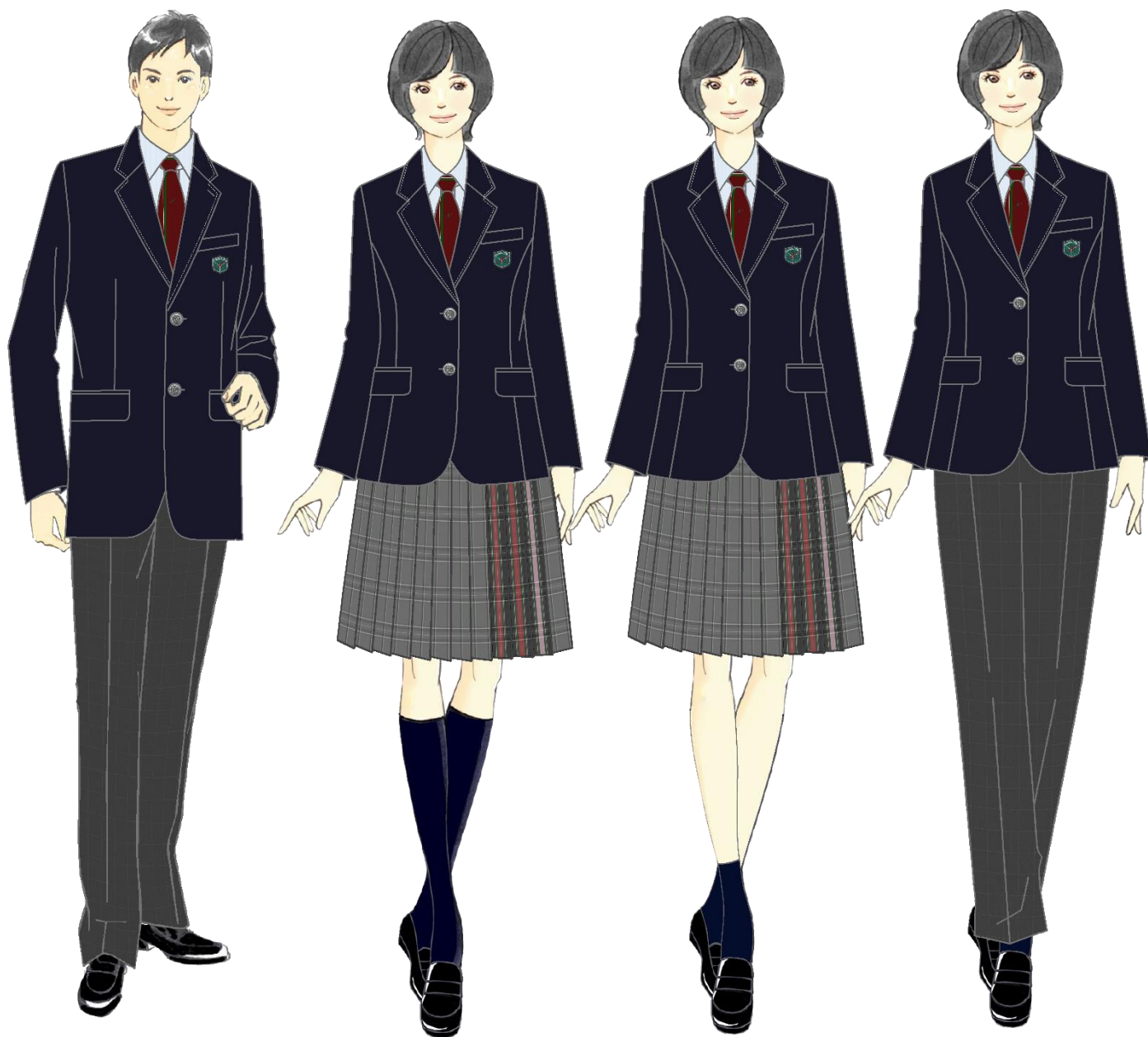
◇マフラー・ネックウォーマー・手袋、タイツ(黒の無地で80デニール以上のもの)等可。

- ◇防寒具は昇降口にて脱着する。
- ◇授業中の防寒対策として、ひざ掛けの使用を認める。

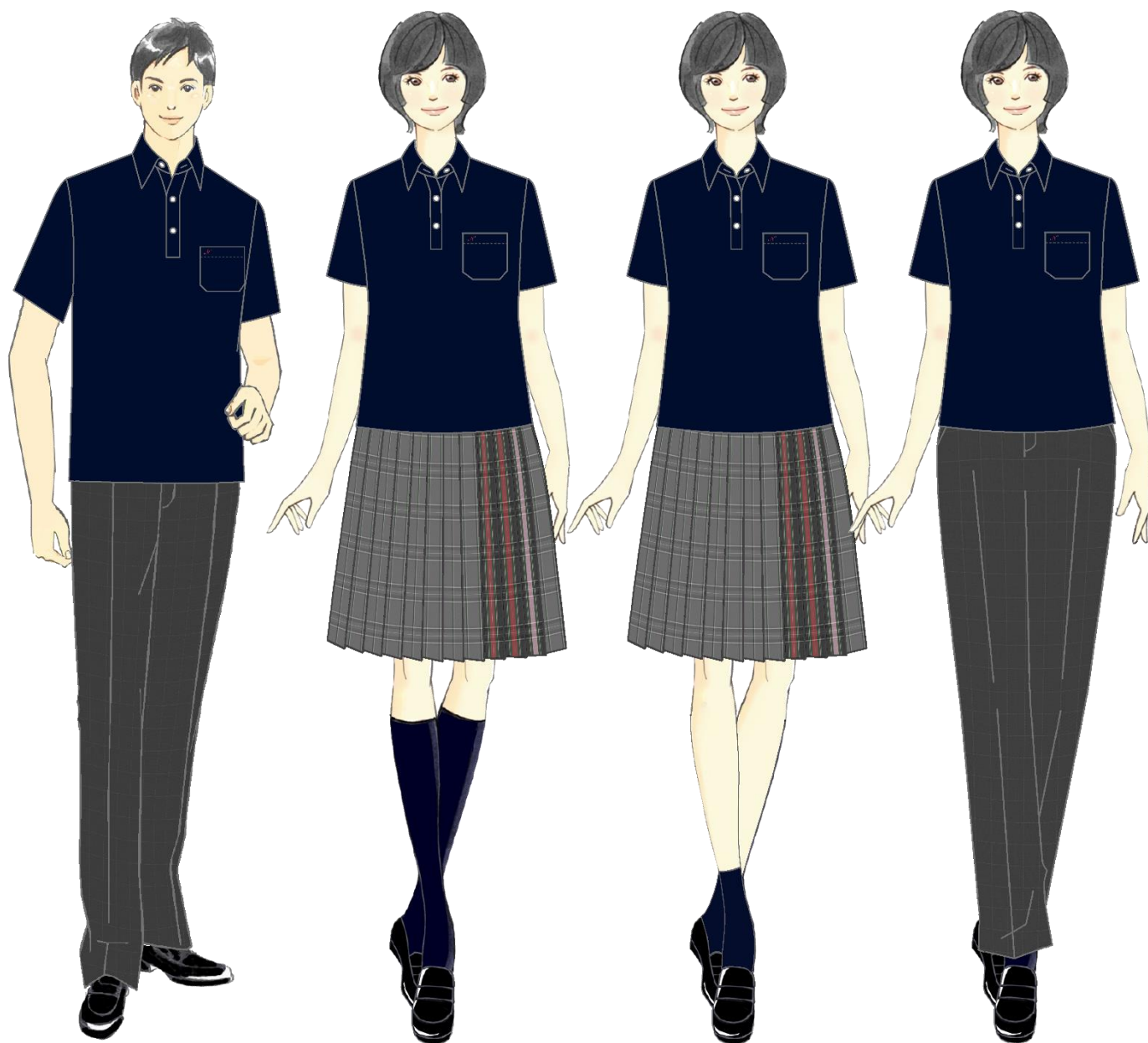
《 その他 》

- ◇やむを得ぬ事情により、略装また異装するときは、担任にその旨を申し出て指示を仰ぐこと。
- ◇体育時は指定の体育用服装とし、シューズは屋内外指定のシューズを混用してはならない。
- ◇靴(通学用、体育用等)、鞆(スクールバッグ)、スリッパ、体育時の服装等は、学校指定のものとする。ただし、セカンドバックとしてスポーツバッグの使用を認める。キーホルダーは必要以上につけることがないようにする。

制 服 (冬服)



制 服 (夏服)



車 両 通 学 規 定

車両（自転車）を利用して通学しようとする者は、道路交通法の遵守は勿論のこと、被害や加害、或いは迷惑行為などを防止するため、以下の諸規定に従わなければならない。

1. 自転車通学

自転車通学を希望する者は、保護者の同意を得て学校の許可を受け、下記のことを遵守し通学しなければならない。

- ① 自転車は本人の所有であること。
- ② 使用する自転車は本校が行う通学用自転車としての登録を受け、ステッカーを貼らなければならない。
- ③ 使用する自転車は、必ず防犯登録をし、防犯登録番号を控えておくこと。
- ④ 自転車は常に安全な状態に整備されていること。
- ⑥ 自転車には、必ず反射器材を付けること。
- ⑦ 校地内での乗車は禁止、指定された自転車置き場に正しく駐車し必ず施錠する（校外も同様）こと。
- ⑧ 自転車による通学生は、他人に自分の存在を知らせるために、夕方には早めに点灯すること。
- ⑨ 市街地等で、止むを得ず路上に自転車を駐車する場合は、他人に迷惑の掛からぬよう配慮すること。
- ⑩ 降雨時には雨具を着用し、傘をさしての運転をしてはならない。
- ⑪ 自転車は左側を通行し2人乗り及び並進は行わない。

また、交差点では信号遵守と一時停止・安全確認を行うこと。

- ⑫ 運転中にスマートフォンを使用したり、イヤホンで音楽などを聴いたりしてはならない。
- ⑬ 任意ではあるが、自転車保険への加入を勧める。
- ⑭ 自転車乗車時は、ヘルメットを着用すること（2024年度4月～）

2. その他

通学距離が遠距離で、交通上不便な場合は、その旨を申し出ること。審議の上、応じる。

火災その他の災害について

年2回避難訓練を実施することで、危機管理能力を養い、緊急時に冷静な判断ができるよう心掛ける。

長門高等学校生徒会規程

- 第1条 本会は、長門高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は、長門高等学校生徒全員をもって会員とする。
- 第3条 本会会員は本会則を積極的に履行する責任がある。
- 第4条 本会は、学校の管理運営に協力し、更に生徒の健全な自主的諸活動を推進し、生徒の共同生活を通じて将来よき社会人としての素養を育成することを目的とする。
- 第5条 本会は、学校長の許可の範囲内に於いてのみ活動する。
- 第6条 本会は、目的達成のために次の会を置く。
学級会・役員会・専門委員会
- 第7条 本会には、次の役員を置く。
会長1名 副会長 男・女 各1名
企画・運営7名
- 第8条 役員の任務は次の通り定める。
会長は、本会を代表し、会務を統括する。
副会長は、会長を補佐し会長支障ある時は、その任務を代行する。
企画・運営は、本会の諸行事企画運営を図る
書記は、本会の会合及び諸行事記録の作成保管をする。
会計は、本会の会計事務を処理する。
- 第9条 会長・副会長は立候補による総選挙で選ばれ、企画・書記・会計の役員は当選した会長・副会長と生徒会顧問教員を中心に選出する。会員および教員にて承認された後に学校長がこれを任命する。
- 第10条 役員の任期は1年とし、1月から翌年までとする。
- 第11条 役員の再選は妨げない。

第2章 総会

- 第12条 総会は、本会会員をもって構成する。
- 第13条 総会は、生徒会最高の議決権を有する。
- 第14条 総会の議長は、会員の中より推薦し、出席会員の過半数の同意を得たものがこれに当たる。
- 第15条 総会は、必要であれば、会長がこれを招集する。但し、全生徒の3分の1以上の動議があれば、臨時に開かなければならない。
- 第16条 総会の開催は、会員の4分3以上を必要とし、その過半数で決議する。

第3章 学級会

- 第17条 学級会は、学級自治に関する事項並びに各委員会提出の議案を審議する。
- 第18条 学級会は、学級全員をもって組織する。

第4章 役員会

- 第19条 役員会は、役員をもって構成するが、必要に応じて学級委員をはじめ各専門委員を加えて構成することができる。
- 第20条 役員会は、必要に応じて開く。但し、役員の3分の2以上が要請した場合は、必ず開催しなければならない。

第21条 役員会の招集は、生徒会長が行い、議長となる。

第5章 専門委員会

第22条 専門委員会は、学級・学習・生活・体育・保健・美化・交通・図書・及び選挙管理の委員会を設け、委員の互選により各委員長を置く。

第23条 専門委員会は、その専門の仕事を行う。

第24条 専門委員は、各学級会より選出し委員会を構成する。

第25条 専門委員会は、原則として各学期これを開く。但し、必要に応じて臨時に開くことができる。委員会の招集は、各委員長が行い、議長となる。

第6章 会 計

第26条 本会の会計は、生徒会費、寄附その他の収入による。

第27条 会員は、定められた会費を納入する。

第28条 本会の会計の現金出納は、本校事務局に委嘱する。

第7章 改 正

第29条 会則の改正は、生徒総会に於ける出席会員の3分の2以上の賛成をもって決する。

第8章 付 則

第30条 各会は、顧問として教員をおき指導を仰ぐ。

第31条 選挙規則は、別にこれを定める